

目黒区長 殿

令和6年3月25日

令和5年度第三者評価結果報告書

郵便番号 156-0043
住所 東京都世田谷松原3-38-16-107
電話番号 03-6379-5156
認証評価
機関番号 06-168
評価機関名 株式会社にほんの福祉ネット
代表者氏名 代表取締役 岩下敦史

以下の事業所について実施した評価の結果を報告いたします。

担当評価者	福祉・経営の両分野担当 1名	
	福祉分野担当 1名	

評価対象事業所	原町住区センター児童館学童保育クラブ	
事業所連絡先	〒	〒152-0013
	所在地	目黒区目黒区南一丁目8番9号
	電話番号	03-3725-2070
事業所代表者	田中 克己	
事業所概要	種 別	学童保育クラブ
	運営主体	目黒区

契 約 日	2023. 4. 1
利用者調査 実施時期	2023. 11. 6-2023. 11. 30
訪問調査日	2023. 12. 8
評価合議日	2023. 12. 16

総 評

《特に良いと思われる点》

●一人ひとりの子どもの気持ちを受け止めながら、集団生活での仲間づくりを重視した活動や安心できる場の提供に努めている

複数の小学校の1年生から5年生までが在籍しており、体力、興味、関心や思いも様々である。それゆえ、年度当初は自分の気持ちを上手く伝えられなかったり、活動の見通しが持てず不安になったりする姿も見られた。そのため、まずは集団生活での仲間づくりを重視し、班活動を基盤として学年の役割を設け、生活や遊びの経験を積み重ねてきた。職員は子どもの姿を共有し、一人ひとりの思いを受け止め、見守りながら必要な働きかけを行い、関わりのきっかけを作ったり、仲立ちとなったりしてきた。そして、子どもが互いを注意し合う関係ではなく、親しみをもち認め合うことができる関係づくりを目指してきた。下級生には上級生へのあこがれの気持ちが、上級生には下級生を思いやる気持ちが、少しずつ育っている。また、保護者の理解と信頼が子どもの安心につながると考えている。関心と信頼をより深めるために、今後も様々な手法で積極的に活動内容を発信し、子どもの姿を伝えたり、保護者が活動に参加できる機会を設けたりしながら成長を共有したいと考えている。

●風通しの良い職場環境で、職員が協力して安定した運営と事業を展開している

学童保育クラブの職員だけでなく、併設の児童館職員と常に情報を共有し、連携して保育事業に取り組むことができるという強みを活かしている。必要な事柄が一目見てすぐ分かるように工夫した書式で、関係各所の予定や職員体制を把握できる一覧を作成し、日々活用している。また、日頃の業務の中で困ることや迷うことがあれば、すぐに「報告・連絡・相談」ができる環境がある。職場運営についても職員一人ひとりが常に自分事として捉え、情報共有しながら解決の糸口を探ることができている。職員は、互いに思いやりを持って行動し、一つのチームとしてそれぞれの役割を果たしている。子どものやりたいことをよく聞き取り、その思いを実現できるように一緒に考え、職員もわくわくするような事業の展開を目指している。

《更なる改善が望まれる点》

●関係機関と連携して地域の福祉向上のための取り組みを行いながら、地域との関係を再構築していく

コロナ禍で途切れてしまった地域との関係を再構築するために、できることから少しずつ取り組みを進めてきた。住区住民会議主催の会議に参加して学童保育クラブの子どもの様子や事業について報告をしたり、町内会のイベントに参加したりすることで、地域の関係機関や近隣の方々に学童保育クラブの存在や役割を理解してもらい、また、親しみを持って見守ってもらえるような存在となれるよう目指してきた。併設の児童館とは、合同で避難訓練を実施しているほか、日頃から職員同士が情報交換を密に行い、協力体制を取り、活動内容や子どもの姿を共有している。学童保育クラブのお楽しみ会では、児童館職員に協力してもらい、ゲームコーナーを運営してもらった。自由遊びの時間、子どもは日常的に児童館と学童保育クラブを行き来をして過ごしている。児童館との関わりをより深めていくためには、行事の共催をはじめ、楽しい取り組みを子どもと一緒に考えていくことも検討に値する。今後も、地域との関わり大切さを保護者にも伝えながら、学童保育事業を通して街づくりに寄与する取り組みを継続していくことを課題としている。

詳細講評

評点基準	
A	よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	Aに至らない状態、多くの施設・事業所の状態、「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	B以上の取組みとなることを期待する状態

○共通評価基準（1～45）

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1理念・基本方針

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 理念・基本方針が確立・周知されている。		
1	①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	区の保育方針に基づいて、保育の重点課題、目指す子ども像を考え、保育を計画・実践している。保護者には、利用開始時において、学童保育クラブとして大切にしていくことを、入所のしおりなどを用いて説明している。その後、保護者会、面談などの機会に子どもの様子を具体的に伝えることで、学童保育クラブの理念や基本方針への理解を求めている。組織内では、会計年度任用職員への周知を行うとともに、学童保育クラブにおける育成支援及び支援員の役割について主管課から示される年度の3本柱について伝え、係目標を示して説明し、理解の浸透を図っている。

I-2運営状況の把握

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 運営環境の変化等に対応している。		
2	①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	保護者、小学校、地域関係団体など、必要に応じて連絡を取り連携している。利用者アンケートを実施して要望を把握し、改善できる部分は速やかに実施している。自己チェックシートの作成のほか、毎月の利用状況について集計して子育て支援課へ報告している。 「目黒区子ども総合計画」に基づく各計画の立案、報告書などについて職員間で共有している。年度末には事業総括を職員全員で行い、良かった点や改善すべき点を洗い出し、職員全体で共有し、解決・改善に向けて次年度の事業計画を立案している。昨年度、同一ブロック内で民営化された学童保育クラブとの事業連携の提案や、同一小学校内の学童保育クラブとの交流、定期的な懇談会を実施し、公営学童保育クラブとしての役割を果たしている。
3	②経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	A	

I-3事業計画の策定

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	「目黒区子ども総合計画」に基づき、令和3年度には「対象学年の拡大」、令和4年度には「保育時間の延長」を実施した。また、同一ブロック内の学童保育クラブの民営化に伴う引継ぎ業務の支援を行った。「目黒区子ども総合計画」や前年度の保育総括を考慮しながら、年間保育計画を策定している。子育て支援課の年間目標に基づき、係としての方針を策定し、定期的に取り組み状況と成果について確認している。令和3年度から6年生までの子どもを受け入れる体制になり、今年度は1年生から5年生まで、複数の学校から通う子どもが在籍している。低学年から高学年まで混在している集団保育の進め方に難しさを感じつつも、計画策定の際も職員間でよく話し合い、どうすれば日々の生活と遊びを充実させることができるかについて常に考え、検討を繰り返しながら、計画に反映させ実行している。
5	②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	

	(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	学童保育クラブの日々の打ち合わせや昼会などを実施している。これらの会議では、子どもの様子、事業に対する保護者の意見や感想などの情報を共有している。また、保護者会や個人面談、利用者アンケート結果などから、子育てニーズを把握して事業計画に反映させている。年度始めに行われる春の第1回保護者会で、保育の重点目標や事業計画について、資料を基に伝え、その後、クラブだよりなど紙面でも伝えている。春、秋の年2回、希望者を対象に個人面談を実施し、子どもの成長の様子を共有し、保護者との信頼関係の構築に努めている。新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けて、平日の保育中に「保育参観」や土曜日には親子行事を開催し、保護者に保育の様子を直接みてもらいながら、保育の理解や共有の機会を設けている。なお、保護者会では、日常保育の様子が分かる動画やスライドを上映し、具体的に様子が伝わるように工夫している。クラブだよりでは、保護者の了承を得て、子どもの名前や写真を掲載することで、クラブ全体の様子が伝わるように工夫をしている。こうした、保育の実際の動きを伝えることで、計画に基づいて運営される事業に対する理解を促進している。
7	②事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	A	

Ⅰ-4福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取り組み

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	①学童保育クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	学童保育クラブの質の向上への取り組みとしては、以下の取り組みが定着している。学童保育クラブ保育方針の作成→計画に基づく育成支援の実施→年度末の学童保育クラブ保育方針・総括を通した振り返り→次年度の学童保育クラブ保育方針の作成と実行というPDCAサイクルに則った改善・向上を図る取り組みがある。 目標によるマネジメントで職員個人の目標を掲げ、年間を通して取り組んでいる。これに基づき職員一人ひとりと面談をし、職員の質を向上できるよう取り組んでいる。また、利用者アンケートを年に一度実施している。その結果を踏まえ、改善できる点は見直し、改善を図っている。そのほか、年に一度、「目黒区学童保育クラブの自己チェックシート」に取り組み、評価の結果について職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かしている。併せて、結果をホームページで公表している利用者アンケートの回答について、館長と職員で確認し、次年度の保育計画を策定している。自己チェックシートも作成し、総括に反映させている。 上記の通り、PDCAサイクルに則った改善のプロセスを確立している。また、第三者評価の定期的な受審が計画されており、次回の受審によって第三者評価がこのプロセスに組み込まれることになる。それにより、今回の評点の次回以降の変更が見込まれる。
9	②評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 運営主体の責任が明確にされている。		
10	①運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	子育て支援部及び子育て支援課の年間の目標を踏まえ、係の目標を設定し、これに基づき個人目標を設定し、年間を通して取り組んでいる。 係内の指示系統は、館長⇒館長次席⇒常勤職員⇒会計年度任用職員（一般スタッフ）と明確にしている。職場において、倫理ミーティング（事例研究）を実施している。情報セキュリティに関する研修、個人情報保護に関する研修を受講している。その他、東京都、目黒区、第三ブロックなどが実施する専門研修への参加を積極的に奨励している。
11	②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	
	(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。		
12	①学童保育クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	職員の質を向上させるために、東京都、区、第三ブロック等の研修参加を積極的に奨励している。また、利用者アンケートの結果を基に、評価や分析を行い、改善できる点については改善を行っている。目黒区の学童保育クラブ事業の充実と職員の資質向上を図るため、子育て支援課児童館係として、館長や現場職員を含めた研修プロジェクトチームを設置して、計画的に受講と職場内での報告を奨励している。係の目標を踏まえ、職員個人が目標設定を行い、ステップアップシートを活用して年間を通して取り組んでいる。始まり、中間、終わりの3回、職員個人と面接をし、その進捗状況の確認をし必要に応じて修正・助言をしている。
13	②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	

Ⅱ-2福祉人材の確保・育成

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	常勤職員採用については、目黒区人事課が行っている。会計年度任用職員については、子育て支援課が中心になって行っている。採用された職員には、人事課と子育て支援課が各々新任研修を行っている。常勤職員については、目黒区人事課が採用年数や役職の経験年数に応じた研修を実施している。区の人事異動基準や再任用制度に基づいて人事異動が行われ、組織の活性化が図られている。
15	②総合的な人事管理が行われている。	A	
	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	庶務担当者とともに、職員の勤務状況を把握している。区の安全衛生委員会の取り組みとして“よりよい職場づくり”を行っている。職場のスローガンを立て、安全衛生委員が中心となり、実効性を高めている。安全衛生委員会が主催する健康管理研修を受講し、職員の心身の健康と安全の確保に努め、昼会の中で、ストレッチやラジオ体操の時間を設けている。職員と日常的にコミュニケーションを取り、話しやすい雰囲気づくりに努めている。目黒区の福利厚生事業や特別区職員互助組合の活動についても、職員に対し情報提供をしている。

【原町住区センター児童館学童保育クラブ】

	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	①職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	職員研修計画を策定している。研修内容は全体研修、新人研修など、対象者や内容に応じてグループ討議なども実施されている。個別に研修履歴カードを活用して、参加が偏らないように配慮し研修受講の管理をしている。目標によるマネジメントで、職員個人の年間目標を掲げ、年間を通して取り組んでいる。これに基づき、始まり、中間、終わりの3回程度、進捗状況について職員一人ひとりと面談して確認している。必要に応じて、目標の修正を行う時もある。公営の児童館・学童の職員で研修プロジェクトチームを組み、職員研修の計画を立てている。人事課の研修と併せて、職員は勤務年数に応じた研修を受けている。その他、東京都、目黒区、第三ブロックなどが実施する専門研修への参加を積極的に奨励している。南部地区の児童館・学童保育クラブの職員間で、実践交流や他職場見学などの「地区研修」を実施している。
18	②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	区として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分注意した体制を整え、子育て支援課として実習生を受け入れる姿勢を明確にし、今年度は1名の実習生(大学生)を児童館と共に12日間受け入れた。

Ⅱ-3経営の透明性の確保

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	区のホームページでは、学童保育クラブの概要、その他利用に関する事柄を確認することが出来る。学童保育クラブ利用案内も区のホームページにアップロードしている。毎年利用者アンケートを実施し、結果を目黒区ホームページにて、公開している。定期的を実施している利用者アンケートの結果や施設自己評価シートを区のホームページで公開しており、運営の透明性を図っている。また、約3年に一度、目黒区の監査委員による定期監査が行われている。区による履行実績評価や適宜来室もある。第三者評価についても、引き続き定期的な受審を計画している。
22	②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	

Ⅱ-4地域との交流、地域貢献

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	①学童保育クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	区の提案に応じて地域住民が主体的に組織した住区におけるコミュニティ形成の推進母体（住区住民会議）に参画している。同会議は、住区内に住む人々や町会・自治会、PTA、商店会、地域の活動団体などにより構成されており、会議への参加を通して地域の各団体による学童保育クラブの活動内容への理解を促進している。月に一度の住区住民会議主催の会議に参加し、学童保育クラブの子どもの様子や事業の報告をしている。町内会が実施するイベントに招待されて10月末までに4回参加した。ランランひろば、近隣公園の利用（週1回程度）も行っている。今年度、個人のボランティアの受け入れ実績はないが、区で定める要領やボランティア登録の手引きに従い、ボランティア登録、保険加入の手続きを行い、積極的に受け入れる備えは整えている。
24	②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	

(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①学童保育クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	学童保育クラブを適切に運営していくにあたり、様々な社会資源との連携が必要となる。そこで、児童館や小学校などの社会資源を一覧にしている。月に一度の、住区住民会議の常任委員会に出席し、学童保育クラブでの子どもたちの様子や、事業の予定や報告を行い地域と情報共有している。小学校の学級担任と年に数回程度懇談し、学童での様子や学校での様子を共有している。目黒区子育て支援課利用支援係「ほ・ねっとめぐろ」による出張講座や「東京都看護協会南部地区支部 まちの保健室」による出張講座を受け入れた。また、1年生が在園していた保育園1園と、今後の育成支援に活かしていくために懇談を実施した。そのほか、原町小学校内学童保育クラブ、ランランひろばとの職員と懇談も実施して、子どもや保護者の状況を共有している（年3回を予定）。なお、南部地区館長次席者連絡会や研修を年3回程度実施し、近隣学童保育クラブとの関係作りや資質の向上に努めている。
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	A	住区住民会議での活動を通して地域のニーズを把握している。また、上記の通り、目黒区子育て支援課利用支援係「ほ・ねっとめぐろ」による出張講座や「東京都看護協会南部地区支部 まちの保健室」による出張講座を受け入れた。これらの取り組みを通して、地域における施設としての機能を活かして地域に貢献している。
27	②地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	B	

Ⅲ適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1利用者本位の福祉サービス

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	A	目黒区児童館学童保育クラブ運営指針において基本姿勢や留意事項、職員の役割などを明示し、職員がそれらを理解し遵守していけるよう、会議や日々の助言・指導を通して図っている。館内に「目黒区子ども条例」のリーフレットを常設している。職員一人ひとりにもリーフレットを配布している。日々の朝会や昼会では、子どもや保護者などを尊重した視点での話し合いを行っている。半年に1回程度、職員会議の中で子どもの人権について考える時間を設けている。新入生の家庭には、「目黒区子ども条例」のリーフレットを配付している。年度始めと秋の2回、学童保育クラブの発行物への児童の氏名や顔写真の掲載について、書面にてその可否について意思を確認している。個人情報保護について、常に注意喚起を行い、会話による情報漏洩や書類の置き去りによる情報流出などがないようにしている。
29	②子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	A	

【原町住区センター児童館学童保育クラブ】

	(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	①利用希望者に対して学童保育クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	学童保育クラブ利用案内のデータを、区のホームページにおいてダウンロードし閲覧できるようにしている。学童保育クラブ利用案内の内容は、毎年見直しが行われている。利用希望者を含む見学者は、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、随時受け入れを行っている。施設案内を行いながら、疑問や関心に応えている。新規の利用者(保護者)に対し、入所説明会(利用者説明会)を行っている。夏季などの長期の休みの前にも、利用方法について説明を行っている。
31	②学童保育クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	A	区や学童保育クラブからの通知は、確実に保護者の手元に届くように確認を行っている。必要に応じて、学童保育クラブへの見学を受け入れている。区のホームページや「目黒区学童保育クラブ利用申請のご案内」にて、学童保育クラブの情報を提供している。保護者に対しては、書面だけではなく送迎時、面談、入所説明会や保護者会などの直接顔を合わせる機会にも丁寧に説明している。
32	③評価外		
	(3) 子どもや保護者等の満足度の向上に努めている。		
33	①子どもや保護者等の満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	A	利用者アンケートを毎年実施し、丁寧に総括している。また、同時に自己チェックシートの作成を行い、振り返りを行っている。春と秋の年2回、希望者を対象に個人面談を実施し、年3回程度保護者会を実施し、保護者の意向を確認している。学年別会議や班会議を実施し、子どもの意向を確認する機会を設け、保育に反映させている。

	(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	①苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	区へ直接苦情が届いた場合には、区民の声課より子育て支援課児童館係を通じて、所属部署へ連絡が入り、対応している。苦情があった際には、子育て支援課児童館係へ直接連絡し、苦情相談様式にて詳細に報告する。連絡帳や電話や個人面談を通して、日々意見を受け入れる姿勢を示している。子どもからは、日々の保育の中はもちろん、学年別会議や班会議の中で意見を聞く姿勢を示している。保護者が送迎などで来館した際に、子どもの様子を伝えるなど、コミュニケーションを取り、話しやすい雰囲気づくりをしている。年に2回、希望制で個人面談を実施して、個別に話せる機会を設けている。折に触れて目黒区子ども条例を紹介し、意見表明の権利を説明し、啓発パンフレットを室内に掲示している。保護者から直接、または、連絡帳などを通して受けた相談や意見に対して、複数の職員で検討し、迅速に対応している。年に一度、利用者アンケートを実施し、結果をホームページや保護者会資料にてお知らせし、保護者会ではその対応策などについても説明している。
35	②子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	A	
36	③子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	

	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	①安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	地震、火災、不審者対応、事故、感染症、風水害、アレルギー事故などに対応するマニュアルを整備している。区として児童福祉施設などにおける業務継続計画を策定している。月に1回程度、地震や火災、不審者対応の避難訓練を実施し、明らかになった課題の解消と、利用者の危機管理意識の向上に努めている。警察署に依頼して防犯訓練を実施し、アドバイスを受けている。事故発生時には、報告書作成する際に事故の顛末と今後の対応策を検討し、状況を共有している。職員一人ひとりが危機管理研修を年1回受講し、常に危機管理対応の意識を高めている。安全確保の観点から、防犯カメラを設置している。また、感染症が発生した場合の対応手順を全職員で職場内研修などにより確認している。危機管理研修、アレルギー対応研修などの研修を全職員が受講している。子育て支援課や学校から学級・学年閉鎖などの連絡があった場合には、連絡を受けた当日の放課後のみの保育を行い、保育中も保育室のみで生活するように適切な対応をしている。毎月1回、職員は伝言ダイヤルの体験入力を行い、保護者にも試聴の案内を行っている。合わせて、安心でんしょばとによるメッセージのテスト配信も行っている。
38	②感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	
39	③災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	A	

Ⅲ-2福祉サービスの質の確保

	評価項目	評価	講評
	(1) 育成支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	①育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	A	「育成支援の標準的な実施方法を文書化したもの」を目黒区児童館学童保育クラブ運営指針と捉えている。 目黒区児童館運営指針/目黒区学童保育クラブ保育指針に基づき、保育計画を立てている。現在、子育て支援課の「児童館運営指針・学童保育指針改定プロジェクトチーム」にて見直しが行われている。
41	②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	
	(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
42	①育成支援の計画を適切に策定している。	A	「育成支援の計画」を学童保育クラブ保育方針と捉えている。その上で、学童保育クラブ保育方針の作成➡計画に基づく育成支援の実施➡年度末の学童保育クラブ保育方針・総括を通した振り返り➡次年度の学童保育クラブ保育方針の作成と実行というプロセスを通して評価・見直しを行っている。月案、週案を作成し、計画的に保育を進めている。定期的に一人ひとりの児童の保育経過記録を作成し、成長と課題を職員間で確認して共有している。個別の事業を実施する際には、企画書を作成し、職員間で事業の目的や進め方を共有している。障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、専門機関と連携を取りながら、助言を受け保育している。毎月「障がい児月別報告書」を作成し、保育の振り返りと課題を明確にしている。
43	②定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	A	

	(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
44	①子どもに関する育成支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。。	A	児童の個別の保育経過記録や行事の振り返り記録などを作成している。家庭状況や子どもの状況を新たに得た場合は、個別の児童台帳や保育経過記録などに記録すると同時に、打合せなどの時に情報共有している。個人面談などを実施した場合には、その記録を残している。毎日の保育を「保育日誌」として記録している。障害のある子どもについては、毎月「障がい児月別報告書」を作成し、保育の振り返りを行い、課題を明確にしている。個人情報については、個人の育成記録等の紙媒体は、鍵のかかる書棚へ保管し、電子データにはパスワードをかけている。子どもの様子など記録された内容については、日々のミーティングなどを通して職員全体で共有している。
45	②子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A	

○内容評価基準（A1～A18）

A-1育成支援

	評価項目	評価	講評
	（１）子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備		
A1	①子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	A	動的なあそび、静的なあそびをするスペースを分けて活動している。動的なあそびをするスペースも、あそびの種類が重なる時には部屋をネットで仕切っている。集団で遊ぶ時間を設け、在籍児が全員で遊び、お互いに関わりを持てるようにしている。遊具や図書の片づけがしやすいように、ラベリングするなどの工夫をしている。 １年生から５年生までの子どもが在籍しているので、自分だけが楽しいのではなく、「互いに楽しく遊ぶためにはどうしたらよいか」を考えながら遊べるように保育を進めている。発熱など体調不安がある子どもは保健室にて静養し、保護者の迎えを待てる環境を設けている。午後５時３０分からの学習時間について、クラブで宿題（学習）をするか否か、アンケートを実施し、保護者、子どもに確認して書面にサインをもらう取り組みをしている。学年ごとに下校時間が異なるなど、生活時間に差が生じ、皆で一斉に同じ時間帯で取り組むことが難しいことから、その回答に応じた対応をしている。保護者だけでなく、子どももサインすることで自分事として約束を守ろうとする意識を持つことができている。

(2) 学童保育クラブにおける育成支援			
A2	①子どもが学童保育クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	A	子どもの表情や発言、他児との関わりの様子などを職員は敏感に感じ取り、何か変化があれば職員間で共有し、必要に応じて対策を検討している。一日のスケジュールや1週間の予定をホワイトボードで周知している。毎日の連絡帳の記載やクラブだより、保護者会、個人面談により、子どもの様子や支援の様子を丁寧に伝えている。保護者との相互理解を図り、安心して利用してもらえる関係を築いている。基本的な降所時間や休みについては、事前に予定表の提出をしてもらい把握している。予定にない休みや時間の変更について（当日も含め）は、保護者からの電話連絡や連絡帳、安心でんしょばとにより把握している。夏休みなどの長期休業期間中は、期間中の利用予定表の提出をお願いしている。下校時間から30分の経過を目安に、登所していない子どもについては、小学校や保護者へ所在確認を行っている。子どもの帰宅時間の一覧表を作成し、クラブ室内に貼りだしている。
A3	②子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	A	

(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援			
A4	①子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように援助している。	A	その日の生活の流れをホワイトボードに書き、おやつや集団活動での集合時間などの見通しを持てるようにしている。同時に、口頭でも声をかけるようにしている。子どもの思いを実現できるように、遊び場の確保や遊具や工作の材料を提供している。遊びを通して、仲間作りや遊びの伝播、工夫する様子が見られている。今年度はコロナ禍が明けたことから、夏休みに防災体験を兼ねて、昼食にレトルト食材を鍋で茹でて、持参のご飯にかけて食べ、また区の防災食（ α 化米）を作って食べた。また、猛暑であったため館外で遊ぶ活動はできなかったが、電車に乗って（切符を購入する生活体験を含む）プラネタリウム鑑賞の活動を取り入れた。日々の話し合い活動、班会議、学年別会議により、子どもの意見表明や自主性や主体性を育む機会を設けている。役割分担などについても子ども会議により決定するなど、友だちとの関わり方や主体的に考えた活動の実現による充足感が得られるよう、職員は一緒に進めながら、必要に応じ援助している。コロナ禍では実施できていなかったお弁当箱洗いを、夏季休業中に復活させ、また月に1回ロッカー整理を行い、自分の持ち物の管理をできる取り組みをしている。登所時に手洗いやうがいの声掛けをしている。おやつの時間終了時に、班ごとに片づけの役割分担をし、班で協力・活動を分担する取り組みをしている。職員間で子どもの様子を共有し、その都度状況にあわせて遊びの提供をしたり、計画していた事業を微調整したりしている。遊べる遊具の種類を増やし、自由に選択できるようにしている。1年生から5年生までが在籍している中で、それぞれの発達に応じた遊び方や遊具を確保する一方で、「思いやり」「協力」「目標」「憧れ」という関係を築けるように、上級生と下級生が一緒に遊んだり生活（活動）したりする時間を大切にしている。自由時間の確保だけでなく、仲間づくりや遊びの幅を増やすこと、年長者のリーダーシップを取る経験のための集団活動（班活動など）を実施している。クラブ室だけではなく、児童館や校庭、公園を活用した保育も積極的に行っている。
A5	②日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	A	
A6	③子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	A	

A7	④子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	A	全体遊びや学年ごとに遊ぶ時間を設け、子ども同士が認め合えるような工夫をしている。自由遊びの時にも、職員が遊びに入って仲立ちとなり、普段関わりの薄い子ども同士が関われるような橋渡し役をしている。日々のおやつや班会議や学年別会議の機会に、職員から子どもへのメッセージを伝え、一緒に考える機会を設けている。日々連絡帳を通し、保護者へ子どもの様子を伝え、必要な対応に努めている。迅速な対応が必要な場合は、電話で直接保護者と連絡を取り、必要な援助について共有している。日常的に、子どもと
A8	⑤子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	A	は日常会話を交わし、おしゃべりをしながらコミュニケーションを取り、信頼関係を築くようにしており、その中で子どもの気持ちを把握するようにしている。集団で過ごす経験が少ないと友だちとの関わりや自分の気持ちをコントロールすることが苦手になるケースもある。そのことにより誤解を招いたり、トラブルを引き起こしたりすることもある。そのため、子どもの状況や気持ちの変化を注意深く見極め、定期的に班会議や学年別会議を行い、子どもの意見を聞く取り組みを行っている。

(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援			
A9	①障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。	A	障害を有することで育成支援上特別な支援が必要な子どもの受け入れを行っている。具体的な手続き内容などは、学童保育クラブ利用案内においても案内している。区の審査などの手続きを経てその可否が決定される仕組みとなっている。受け入れの際は、必要に応じて、施設に物品を増やし、できる範囲での改修を行い、過ごしやすい環境を整えるようにしている。健康状態や発達の状況など、子どもの心身の具体的な状況や家庭の状況などを確認し、育成支援のための基礎的な情報としてまとめ、職員間で共有している。保護者とは受け入れ決定後に面談を行い、施設改修などの必要性の確認や利用方法や子どもの状況について確認をしている。特別支援の対象となる子ども一人ひとりに対し育成目標を立て、スーパーバイザー派遣事業を受講し、巡回指導による専門家の助言なども活用しながら、集団での関わりの中で生活・活動を行っているよう、支援にあたっている。障がい児対応連絡会や研修に参加し、自己研鑽に努めている。障害のある児童について、月に1回児童の保育状況、家庭との連携などを記した報告書を作成している。必要に応じて、児童の通う学校の教諭と情報共有や授業参観、放課後デイサービスの事業者との懇談を実施している。今年度は車椅子を使っている児童が在籍している。自分のできること、やりたいことができるように見守り、必要に応じて適切な援助ができるよう対応している。配慮を必要とする子どもへの対応については、区の子ども家庭支援センターへ連絡するなど、関係機関と連携している。
A10	②障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	A	
A11	③特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	A	

(5) 適切なおやつや食事の提供			
A12	①放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	A	午後4時を目安におやつを提供を行っている。コロナ禍においては、時間をずらしておやつを提供をしていたが、5月以降は全員で食べるようにしている。その際、大声で話さないなどの基本的な感染症対策を講じている。月に1回執行できるように予算化されている個別おやつ代を、毎月実施している誕生会のおやつ提供に活用している。メニューは誕生月の子どものリクエストに応じて用意している。また、誕生会でお祝いする子どもが少ない月には、班ごとにおやつメニューを相談し、近隣のお店に買い物へ行く取り組みも行っている。食物アレルギーについては、年に前期後期の二回アレルギー調査を行い、在籍児童のアレルギーの有無、状況を把握している。この調査に基づき、おやつ提供時にアレルゲンの食材を使用しているおやつは除去し、代替品を提供している。食物アレルギー対応が必要な子どものおやつについては、別のトレイにて配膳し提供をしている。エピペンを所持している場合は、アレルギー調査のタイミングで保護者と所持や使用、状況の変化について確認している。年に1回程度、全職員対象の危機管理研修で対応方法について学習をしている。配送されたおやつ原材料や賞味期限を確認し、おやつ提供日と区の基準に応じた提供期限をパッケージに記載している。
A13	②食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	A	

(6) 安全と衛生の確保			
A14	①子どもの安全を確保する取組を行っている。	A	遊具や施設の点検を日々行い、危険個所がある場合は、職員が対応できないものであれば関係所管に連絡し、対応してもらっている。年に一度、子育て支援課の危機管理部会から帰宅経路の確認作業の依頼があり、その都度危険個所は何処なのかなどの把握をしている。その結果を保護者へも周知している。各家庭より非常災害連絡票を提出してもらい、緊急連絡先を把握している。小学校のPTAが作成した安全マップを活用し、保護者へ配付するとともに、館内に掲示をして子どもへの注意喚起を行っている。 事故や怪我が生じた場合は、事故報告書を作成している。ヒヤリハットについては、事例をより活用しやすくするため、記録を残せるよう検討したいと考えている。
A15	②衛生管理に関する取組を適切に行っている。	A	区的生活安全課による安全パトロールの協力を得て、周辺の異常を速やかに把握できる状況になっている。災害時の避難場所については、入所説明会で保護者に伝えている。災害時の避難状況の確認のために、伝言ダイヤルの操作方法を保護者に伝え、毎月のテスト体験の周知を安心でんしょばとのメッセージ機能を活用して周知している。子どもには、来所時の手洗いやうがいや消毒の奨励をし、引き続き感染症予防対策に注意している。職員は、食中毒やアレルギーなどを学ぶ研修に参加している。「東京都看護協会南部地区支部 まちの保健室」による出張講座を活用して、子どもと職員とともに、手洗い方法についての指導を受けた。

A-2 保護者・学校との連携

	評価項目	評価	講評
	(1) 保護者との連携		
A16	①保護者との協力関係を築いている。	A	問い合わせや見学、入会時の説明以降、保護者との協力関係の構築はスタートする。連絡帳や電話により学童保育クラブでの子どもの様子を伝え、保護者からの問い合わせにも丁寧に応じている。コロナ禍では、保護者が施設の部屋に足を踏み入れることを制限していたが、緩和されたことで保育参観の日を設けたり、お迎えの際に育成室の中に招き入れたりするなどしている。これにより、保護者に学童保育クラブの雰囲気を知ってもらったり、保護者同士をつなげる工夫をしたりしている。日常にお迎えに来た際に、その日の子どもの様子を伝えるなどしてコミュニケーションを取り、話しやすい雰囲気づくりを心掛けている。日々の子どもの様子を連絡帳にて記載して伝えている。年3回の保護者会、年2回の個人面談を実施するなど、保護者が参加しやすい取り組みや日程を考え、提案している。土曜日の親子行事の設定だけではなく、平日の保育の中での取り組みも保護者へ周知し、参加を呼び掛けている。今後も引き続き、保護者への働きかけを工夫していきたいと考えている。

	(2) 学校との連携		
A17	子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	A	年度初めに、校長先生・副校長先生に挨拶に出向き、年間通して連携することや学級担任との懇談を申し入れるなどしている。夏休み前までには、学級担任と懇談の場を設け、気になる子どもや学校・学童での子どもの様子の共有を行っている。毎月の発行される学年便り入手するなどして、下校時刻や行事などの把握に努めている。在籍児童一覧表を作成し、学級担任などへ渡している。クラブだよりを学級担任へ配布し、学童保育クラブでの子どもの様子を伝えている。

A - 3 子どもの権利擁護

	評価項目	評価	講評
	(1) 子どもの権利擁護		
A18	①子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	A	目黒区子ども条例に則り、定期的に学年別会議などを行い、子どもの声を聴く取り組みをしている。職員間においても、実際にあった事例を基に研修を行って、各職員の意識の向上を図っている。職員は、子ども条例なども常に確認しながら、正しい知識を持てるように努めている。情報の共有をしながら互いに思いやりと責任を持った行動をしていくことで、子どもにとって学童保育クラブが安心できる居場所となるよう取り組んでいる。